



平成 21 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名：株式会社ユー・エス・ジェイ
(コード：2142 東証マザーズ)
代表者名：代表取締役社長 グレン ガンペル
問合せ先：ファイナンス・アドミニストレーション本部
経理・財務部長 竹中 昭敏
(TEL：06-6465-3022)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 7 月 30 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 7 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式(下記「I. ②」において定義いたします。)の全部の取得について、臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議いたしましたところ、いずれも承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更の内容

平成 21 年 7 月 30 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更して、A 種類株式(以下「A 種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社を会社法第 2 条第 13 号に規定する種類株式発行会社とすること(以下「定款一部変更の件 A」といいます。)
- ② 定款一部変更の件 A による変更後の当社定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できる全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号の定めを指します。以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設すること(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。また、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A 種類株式を 0.00002927 株の割合をもって交付する旨を定めること(以下「定款一部変更の件 B」といいます。)
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに定款一部変更の件 A 及び定款一部変更の件 B による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その所有する全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに A 種類株式を 0.00002927 株の割合をもって交付すること。

II. 定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bの承認決議

1. 承認可決された事項の内容

定款一部変更の件A及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、定款一部変更の件Bは、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成21年7月30日付当社プレスリリースの「種類株式発行に係る当社定款の一部変更の件（定款一部変更の件A）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、平成21年7月30日付当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）」に記載のとおりであります。

2. 定款変更の効力の発生

定款一部変更の件A及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認可決をもって既に効力が発生しております。また、定款一部変更の件Bの効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成21年9月28日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）は、その実施のためのその他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年7月30日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第171条並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき、0.00002927株の割合をもって交付するものです。この際、SGインベストメンツ株式会社（以下「SGインベストメンツ」といいます。）を除く株主に対して当社が交付するA種種類株式は1株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、定款一部変更の件Bの効力が発生することを条件として、平成21年9月28日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち③）の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、定款一部変更の件Aによる定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき、0.00002927株の割合をもって交付いたします。

また、かかる株主様に対する交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件として、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式を売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付します。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項及び第4項に基づき裁判所の許可を得て当社がA種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に50,000円（SGインベストメンツが当社普通株式及び新株予約権に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

なお、全部取得条項付普通株式の株主様に対して当社が交付するA種種類株式については、東京証券取引所に対する上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当いたしますので、平成21年8月27日から平成21年9月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年9月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することはできません。

4. 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程（予定）

今後の日程（予定）は以下のとおりです。

- | | |
|--|---------------|
| ➤ 臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会決議
通知並びに端数買取代金のお支払い等に関するご案内送付 | 平成21年8月27日（木） |
| ➤ 整理銘柄への指定 | 平成21年8月27日（木） |
| ➤ 当社普通株式の売買最終日 | 平成21年9月16日（水） |
| ➤ 当社普通株式の上場廃止日 | 平成21年9月17日（木） |
| ➤ 全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）
の効力発生日 | 平成21年9月28日（月） |
| ➤ 全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交
付の効力発生日 | 平成21年9月28日（月） |

以上